

#### (学内合宿の条件)

- 第4条** 学内合宿が認められる時期は、夏季休業および学年末休講期間のうち授業、入学試験等に支障を来さない期間とする。
- 2 宿泊施設は、互敬会館3階和室とする。
  - 3 宿泊利用は、連泊の場合、原則として3泊までとする。
  - 4 和室の使用時間は合宿開始日の午前9時から退出日の午後3時までとする。
  - 5 寝具類は利用者で手配をする。
  - 6 人数は、3名以上15名までとする。

#### (鍵の貸し出し)

- 第5条** 学内合宿を許可された団体に対する和室の鍵の貸し出し・返却は、学生部カウンターにて行う。ただし、事務室が休業等で閉室の場合は、北門守衛所にて行う。
- 2 和室の鍵の管理は団体の責任者が厳重に取り扱わなければならない。部屋を離れる時は必ず施錠して置くものとする。
  - 3 利用者は、鍵の複製をしてはならない。

#### (施設利用上の制限)

- 第6条** 利用者は、騒音等で近隣に迷惑を及ぼさないように、十分注意しなければならない。

#### (他の規程との関係)

- 第7条** 利用者は、互敬会館管理運営規程を厳守するものとする。

#### (内規の改正)

- 第8条** この内規の改正は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

##### 附 則

この内規は、平成10年11月26日から施行する。

##### 附 則

この内規は、平成13年5月29日から施行する。

## 学習院女子大学互敬会館管理運営規程

#### (目的)

- 第1条** この規程は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第45条第二号に規定する互敬会館（以下「会館」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

#### (利用目的)

- 第2条** 会館は、学習院女子大学（以下「本学」という。）関係者の厚生、相互の交流、親睦、研修、課外活動、自治活動等の場として利用することを目的とした集会施設とする。

#### (部屋)

- 第3条** 前条の利用目的のために、会館内にメインホール、ティールーム、厨房、ラウンジ、教職員ホール、集会室、和室、スタジオ、草上会館、防音室、ロッカールーム等を設ける。

#### (管理)

- 第4条** 会館は、本学学長（以下「学長」という。）が管理する。

#### (運営方針)

- 第5条** 学長は、会館の運営に関して運営委員会に諮り、その方針を定める。
- 2 学長は、会館の運営方針について教授会の意見を聴くものとする。

(運營業務の委任)

**第6条** 学長は、会館の運営に関する通常の業務を学生部長及び事務統括部長に委任することができる。

2 学長が必要と認めたときは、教務部長を参画させることができる。

(委員会からの協力)

**第7条** 学生部長及び教務部長は、前条の業務を行うために学生委員会又は教務委員会の協力を求めることができる。

(利用者の範囲)

**第8条** 会館は、本学の学生、教職員及び卒業生が利用するものとする。

2 前項に定める利用者の妨げにならない限りにおいて、会館を女子中等科、女子高等科及び学習院が設置する学校の学生、生徒及び教職員、並びに父母会、株式会社学習院蓼々会等学習院関係諸団体の利用に供することができる。

3 学長が本学の運営と会館の管理に支障がないと認めたときに限り、会館を学習院以外の団体の利用に供することがある。ただし、この場合、この規程の適用除外として、学校法人学習院が処理する。

(利用責任者)

**第9条** 利用申込には、責任者を定めて行わなければならない。

2 前項の責任者は、会館の利用に関して学長に対して責任を負うものとする。

(利用時間)

**第10条** 会館の利用時間は、午前8時30分から午後9時00分までとする。

2 前項に定める時間を超えて利用するときは、学長の許可を得なければならない。

(宿泊)

**第11条** 学生部長が特に許可する場合を除き、会館内に宿泊することはできない。

2 宿泊に関して必要な事項は別に定める。

(食堂の運営)

**第12条** 食堂は、学校法人学習院が本学と協議のうえ委託した業者が運営する。

(食堂の営業時間)

**第13条** 原則として食堂の営業時間は、メインホール、ラウンジ及び教職員ホールにおいては午前11時30分から午後1時30分まで（土曜日は午後1時まで）、ティールームにおいては午前9時30分から午後3時30分まで（土曜日は午後3時まで）とする。

2 食堂の営業時間を変更しなければならないときは、事前に時間の変更を利用者に知らせるものとする。

(食堂の営業時間外の利用)

**第14条** 前条の各室は、食堂の営業時間以外の時間には、学生、教職員等の自習、談話、休憩などのために自由に利用できる。

(草上会館の運営)

**第15条** 草上会館は、草上会が運営する。

2 学長は、草上会館の運営について問題があると判断したときは、草上会に事情の説明を求めるか、若しくは意見を申し入れることができる。

3 学長が授業運営上必要と認めたときは、草上会に対し草上会館の和室等の利用について申入れをすることがある。

(草上会館の開館時間)

**第16条** 草上会は、草上会館の開館時間について、あらかじめ学長に申請し、承認を得るものとする。

#### (利用方法)

**第17条** 会館の1階、2階及び地階の各室は個人の自由な利用を原則とし、草上会館を除く3階の各室は団体の借切りによる利用を原則とする。

2 メインホール、ラウンジ及び教職員ホールは、各種の集会、会合等のために借切りでの利用を認めることがある。ただし、借切りによる利用を認められた団体は、それらの室における個人の自由な利用を、できるだけ妨げないように配慮しなければならない。

#### (借切りの利用)

**第18条** 草上会館を除く3階の各室の借切りによる利用は、通年利用又は臨時利用とする。

2 前項の各室を1学年度を通じ、曜日及び時間を定めて利用する場合は、原則として前年度末までに学生部に通年利用の申込みをしなければならない。

3 臨時に利用する場合は、前日までに学生部に臨時利用の申込みをしなければならない。

#### (名簿の提出)

**第19条** 借切りによる利用者の中に学外者を含むときは、申込みに際して別に定める様式により名簿を提出しなければならない。

#### (飲食の禁止)

**第20条** 草上会館を除く3階の各室では、茶道の稽古等の他は、原則として飲食をしてはならない。

#### (授業利用の場合)

**第21条** 草上会館を除く3階の各室を授業に利用する場合は、教務部長が教務委員会に諮った上で学生部長と協議し、学生部長は学生委員会に諮って可否を決定する。

2 草上会館を授業に利用する場合は、教務部長が教務委員に諮った上で学長と協議して決定する。

#### (雅祭及び和祭)

**第22条** 会館を雅祭及び和祭の会場として利用するときは、学生の組織する実行委員会が、会場設定の一環として部屋割り等に当たる。

2 実行委員会は、期間中の会館利用上の責任を学長に対して負い、また終了後の速やかな後片づけと原状回復についても責任を負う。

#### (利用の調整)

**第23条** 利用の申込みについて調整が必要な場合は、通常、学生部長と事務統括部長とが協議し、学生部長が学生委員会に諮って決定する。

2 調整は公平を旨とし、原則として早い申込みを優先する。通年利用と臨時利用とでは通年利用優先を原則とし、本学側（クラブ等の学生の団体を含む。）の利用と草上会の利用とでは本学側優先を原則とする。

3 調整の結果に不服があるときは、学長に申立てをすることができる。学長は、申し立てられた不服について、学生部長と事務統括部長とに再協議させることがある。

#### (経常的経費)

**第24条** 食堂と草上会館とを除く会館の利用に関わる光熱水費、その他本学の認める経常的経費は、通常、本学が負担する。

2 食堂の営業に関わる経常的経費の負担については、別に定める。

3 草上会館の運営に関わる経常的経費の負担についても、別に定める。

#### (備品等の破損)

**第25条** 故意又は過失によって会館の建物、建具、家具、備品等を破損した場合は、その補修及び修理にかかる費用の全額又は一部を本人に負担させることがある。

2 借切りによる利用の場合は、前項の費用を利用責任者に負担させることがある。

(掲示)

**第26条** 絵画、写真、ポスター等を壁面、柱などに掲示する場合は、掲示の期間を定めて事前に学生部に申し込み、学生部長の許可を得るものとする。

2 掲示の場所等については、学生部長の指示に従うものとする。

3 掲示の期間を過ぎた掲示物は、本人又は掲示の責任者が速やかに撤去し、原状を回復しなければならない。

(管理者等からの注意)

**第27条** 利用者は、学長、学生部長又は事務統括部長から利用上の注意を受けたときは、直ちにそれに従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

**第28条** 学長は、会館の利用が本学の運営に支障をきたすと判断したとき、利用者がこの規程に違反し、若しくは前条の注意に従わないとき、又は本学の秩序、風紀を乱すおそれがあるときは、利用許可の取消し、中止又は変更を命ずることがある。

(内規)

**第29条** 学長は、この規程の実施に関する内規を定めることができる。

(改正)

**第30条** この規程の改正は、運営委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 学習院女子大学施設貸出基準

(趣旨)

**第1条** 学習院女子大学（以下、「本学」という。）の施設貸出しは、この基準に基づく。この基準によるもののほかは、法人施設部の判断基準に準じる。

(目的)

**第2条** 本学の施設貸出しは、主として、本学の学生・教職員等が本学の学校行事及び教育研究活動を行う場として、学生においては課外活動の場として、さらに学生・教職員各々もしくは相互の交流の場として使用することを目的としてこれを管理運営する。

(使用)

**第3条** 本学が認めたものに対して、施設の使用に関する注意事項を遵守することを条件に貸出しを行う。但し、使用について検討が必要な場合には、学生委員会もしくは運営委員会において議すること